

# 9月5日から対象事業場を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

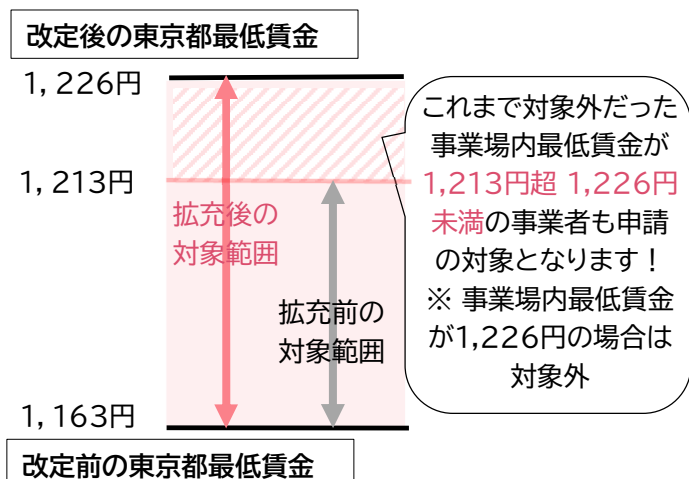
中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業場の範囲**を**拡充**します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の東京都最低賃金(1,226円)未満までの事業場が、東京都最低賃金の改定日の前日(令和7年10月2日)までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業が活用しやすくなるよう、特例的に、**賃金引き上げ計画の事前提出についても省略を可能**とします。

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

事業場内最低賃金が**改定後の東京都最低賃金(1,226円)未満**の事業者が対象



### ② 賃金引き上げ後の申請

賃金引き上げ計画の**事前提出が省略可能**に令和7年9月5日から10月2日(令和7年度東京都最低賃金改定日の前日)まで(※)に賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引き上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・ 賃金引き上げ**結果**
- ・ 事業実施計画(設備投資等の計画)

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを**事業場所在地を管轄**する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って設備投資等の事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## 注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・ 事業場での賃金引き上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引き上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引き上げ対象者に含めることはできません。
- ・ 申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ **申請期限は、東京都内の事業場は令和7年10月2日**(申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日)です。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業場の申請は年度内1回までです。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、  
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。  
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

## 業務改善助成金については



業務改善助成金

検索